「自動運転バスの営業化に向けた事業推進支援業務委託」

様式第3号

受託コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立し、大阪市高速電気軌道株式会社の発注に係る「自動運転バスの営業化に向けた事業推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「自動運転バスの営業化に向けた事業推進支援業務委託」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは、○年○月○日に成立し、本業務の業務完了後○ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注） ○の部分には、たとえば３と記入する。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本業務を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）（所在地）　○○県○○市○○町○○番地

（法人名・代表者名）○○株式会社　〇〇〇

（２）（所在地）　○○県○○市○○町○○番地

（法人名・代表者名）○○株式会社　〇〇〇

（３）（所在地）　○○県○○市○○町○○番地

（法人名・代表者名）○○株式会社　〇〇〇

（代表者の名称）

第６条　本コンソーシアムの代表者は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、本コンソーシアムの代表者に委任するものとする。

（分担業務）

第８条　本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の○○業務○○株式会社

○○○の○○業務○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する本コンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、本コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２ 前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

○年○月○日

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○